

4文科高第1103号

令和4年10月31日

各 国 公 私 立 大 学 法 人 の 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
独 立 行 政 法 人 大 学 入 試 セ ン タ ー 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

殿

文部科学省高等教育局長

池 田 貴 城

学校教育法施行規則第150条第3号の専修学校の高等課程等を
定める告示の一部を改正する告示の施行について（通知）

この度、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定に基づき、学校教育法施行規則第150条第3号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示（令和4年文部科学省告示第140号。以下「改正告示」という。）が令和4年10月31日に公布、施行されました。改正告示により指定された専修学校の高等課程を、文部科学大臣の定める日以降に修了した者には、大学入学資格が与えられることとなりますので、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

また、御参考までに、改正告示及び改正告示による改正後の学校教育法施行規則第150条第3号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成17年文部科学省告示第167号）を別添しますので、併せて御参照ください。なお、文部科学省ホームページに掲載している、文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の一覧についても、近日中に更新する予定です。

【本件問合せ先】

高等教育局大学教育・入試課法規係

電話：03-5253-4111（内線3338）